金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第一号中「こと」の下に「（国際政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第八条の二の見出しを「（統括モニタリング管理官等）」に改め、同条第一項中「、監督企画官一人」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。